1 家族政策の国際比較

都村 敦子 (中京大学)

<要 約>

児童養育家庭に対する所得保障の国際比較から見出される顕著な特徴は次のとおりである。第1に、子どもの扶養への公的援助は、税制ではなく社会保障の児童手当を通じて行う国が多い。現在までに、多くの国々が児童扶養控除を廃止して、児童手当に統合し再分配機能を高めるという制度改革を行った結果でもある。他方、税制の児童扶養控除を重視する国(アメリカ、日本など)は給付の水準が相対的に低い。第2に、児童手当の受給資格要件としては、ほとんどの国が子どもの年齢のみを規定している。年齢の上限は16~18歳の間が多いが、国によっては、学生の場合年齢上限の延長が認められる。児童手当制度改善の一つの方向としては、児童手当と類似の機能を持つ税制の扶養控除との統合を行うことである。

育児休業の期間と給付に関する国際比較から見出される特徴は、第1に、育児休業を最大限取得できる期間は以前よりも長くなっていること、第2に、育児休業の利用形態は労働条件のフレキシビリティを反映し、柔軟になっていること、第3に、育児休業給付の給付率がわが国よりも高いこと。第4に、育児休業の取得率が高いことである。わが国の家族政策を先進諸国のレベルまで引き上げるためには、政策のバランスの回復、諸政策の総合化が必要である。

はじめに

すべての家族に対して児童の養育費については 社会が寄与すべきであるという考え方は、社会保 障において第二次大戦後進展をみたものである。 今世紀初頭における主眼は他の方向、すなわち主 として労働災害、失業、疾病および老齢のような リスクを社会保険で保護することに向けられてい た。厚生省の『人口動態社会経済面調査・働く女 性の出産』(1996 年)によると、理想の子ども数 をもてない理由は主に"養育費・教育費の負担" であり、行政への要望として40.9%の母が"養育費・教育費などの負担の軽減"をあげている。児 童養育家庭に対する所得保障制度の改革は今後の 少子化対策の重要な課題の一つと考えられる。

過去 20 年間、女性の就業者数の増加および夫婦 共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、労働市 場の構造に大きな変化が生じている。男女双方が 生活の質を維持しつつ、職業生活と家庭生活の両 立を図ることは決して容易なことではなく、労働 の変容を反映した新しい制度的、社会的枠組を求 める人々が増えている。経済企画庁「国民生活選好度調査」(1996年)によると、「女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること」として、「育児」と回答した者が76.3%に達している。わ

「育児」と回答した者か76.3%に達している。わが国においても以前から育児休業制度の法制化を期待する声は広がっていたが、1992年4月より施行され、男女を問わず育児休業を取得できることとなった。家事と育児との両立支援策の充実は今後の少子化対策のもう一つの重要な課題と考えられる。

本稿では、家族政策のうち児童養育家庭に対する所得保障と育児休業制度に焦点を絞り、検討を行う。

1 児童養育に対する所得保障

(1) 社会保障制度および税制における子育て支援

本節のねらいは、子どもを養育している世帯に対して、社会保障制度および税制上の子育て支援がどの程度実施されているかを国際比較すること

にある。

分析の方法は、第1に、同一所得水準の勤労者 世帯について、子どもを養育している世帯と子ど ものいない世帯の手取り所得の差異の程度を明ら かにすること、第2に児童給付等公的な子育て支 援の効果を測定することである。

世帯のタイプは、単身世帯 (子どもなし)、夫婦共働き世帯 (子どもなし・子ども2人)、片働き世帯 (子ども2人) およびひとり親世帯 (子ども2人) に分ける。子どもを養育している世帯については、子どもの年齢は5~12歳の間とする。

所得については、製造業部門で就業しているフ ルタイムの勤労者(ホワイトカラーを含む)の1 年間の賃金・給与をとりあげる。世帯には、稼働 収入以外の所得源はないものとする。手取り所得 とは、総賃金収入から所得税・地方税、社会保険 料を差引き、児童給付等の公的な所得移転を加え たものである。児童給付等は主として国の制度と して実施されている所得移転のみを対象とする (地方政府の実施している手当等は含まない)。 児童給付とは、子どもを養育している家庭に対す る公的な援助、すなわち社会保障制度を通じる「児 童手当」および税制を通じる「児童税額空除」・ 「児童扶養控除」である。「児童手当」のみを比 較することによって、子どもの養育に対する国の 援助策を議論することは十分ではない。というの は、税制における「児童税額控除」や「児童扶養 控除」も「児童手当」と類似の機能を果たしてい るからである1)。

分析に当っては、次の4種類の比較を行う(表1)。比較対象国は1996年のデータの利用可能な 先進20か国を取り上げる。

片働き世帯と単身世帯(比較A)

同一所得水準(平均所得)の勤労者世帯について、子ども2人を養育している片働き世帯は単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。また児童給付の価値はどの程度であろうか。

2子世帯の手取り所得の高い順に示すと表2のようになる。2子世帯の手取り所得は単身世帯のそれよりもかなり高い国が多い。アイスランドであ41.1%、ベルギーでは36.7%、ドイツでは34.5%、ルクセンブルグでは33.1%ほど高くなっ

ている。その他の国でも10~25%ほど高い。わが国は比較20か国のなかで最も低く(5.4%)、子どもを2人養育している世帯の手取り所得と単身世帯のそれはほとんど変わらない。これは、社会保障および税制における家族の取り扱い(主として子育て支援)の違いによる。

2子世帯と単身世帯の手取り所得の差異を説明する要因としては、児童給付の水準と税制上の家族の取り扱いがある。ほとんどの国において、児童給付の手取り所得に及ぼす効果が大きい。すなわち、国が積極的に子どもの養育に対する援助策を講じているか否かの違いである。数か国において、税制上の家族の取り扱いの手取り所得に及ぼす効果が大きくなっている。課税単位(所得税制上の夫婦の取り扱い・・稼得者単位か合算分割課税か)、税率表の適用の仕方、および片働きのばあいの配偶者控除等の影響が出ている。(ドイツ、ルクセンブルグ、デンマーク等)。

平均的勤労者世帯の児童給付の対年収比は、多くの国において 10~20%となっている(表2)。ベルギー、アイスランド、オーストリアではその水準は20%を超えているが、日本(2.1%)とアメリカ(4.8%)では、児童養育に対する所得保障のレベルは低い。児童給付のレベルの高い国は、給付方式として児童手当(または児童手当と児童税額控除の併用)を採用している。給付レベルの低い日本とアメリカは児童扶養控除を通じて給付が行われている。

共働き世帯と単身世帯(比較B)

同一所得水準(平均所得の167%)の勤労者世帯について、子ども2人を養育している共働き世帯は単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。また児童給付の価値はどの程度であろうか。

共働き世帯 (子ども2人)の手取り所得の高い順に示すと表3のようになる。片働き世帯 (子ども2人)のばあい (比較A・・表2)よりも、手取り所得の増加する国が多くなっている。共働き世帯の手取り所得が単身世帯のそれよりも20%以上高い国が半数に達している(とくに、ルクセンブルグ、ベルギー、アイルランド、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、ドイツ等は25%以上)。これらは、所得税の税率構造が共働き・単

身世帯に及ぼす効果によるところが大きい。

児童給付の価値は、片働きのばあいよりも相対的に小さい。共働きにより家計所得は増えるが、児童給付はほとんどのばあい子ども数により決まるためである。児童給付の価値は、ベルギーでは15.2%、オーストリアでは13.5%であるのに対して、日本のそれは1.3%であり、10分の1以下である。日本と同じ児童扶養控除方式を採用しているアメリカと比べても約2分の1である。

子どものいる共働き世帯と子どものいない共働き世帯(比較C)

同一所得水準(主たる稼得者100、第2稼得者33、合わせて平均所得の133%)の夫婦共働き世帯について、子ども2人を養育しているばあいと子どものいないばあいの手取り所得の違いはどの程度で、児童給付の価値はいかほどであろうか。

子どものいる共働き世帯の手取り所得の高い順に示すと表4のようにある。比較B(共働き世帯の合計所得が平均所得の167%)において、高い順位に位置していたベルギー、オーストリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、フィンランドの手取り所得が高い。比較Bと異なる点は、手取り所得の各国間差異の大部分は児童給付の水準の違いによる点である。わが国の児童給付の価値は2.1%にすぎず、最も低い。

ひとり親世帯と単身世帯(比較D)

同一所得水準(平均所得の67%)の勤労者世帯 について、子ども2人養育しているひとり親世帯 は、単身世帯よりもどれほど手取り所得が高いか。 また公的援助の効果はどの程度か。

比較Dの分析結果は表5に示すが、各国とも、ひとり親世帯に対しては、手厚い公的援助を行っている。ひとり親世帯(子ども2人)の手取り所得が単身世帯の手取り所得の30~47%ほど高い国が半数近くある。とりわけ、デンマーク(47.2%)アイスランド(40.5%)、ノルウェー(40.3%)では高い。わが国の比率はわずか4.0%にすぎず、他の国に比べると著しく低い。比較Dにおいても、各国間差異を説明する要因は児童給付の水準である。約半数の国において、児童給付の価値は20~47%となっており、児童給付がひとり親で就労している世帯の家計を支えるのにかなり大きな役割

を果たしている。ひとり親世帯の児童給付の対年 収比は、先進諸国ではわが国の10~15倍の水準に なっている。ひとり親世帯への公的援助は、表5 に示すように、社会保障の児童手当により行う国 が圧倒的に多い。しかも、ほとんどの国において、 ひとり親世帯の児童手当は、片働き世帯や共働き 世帯に対する児童手当よりも手当額が高い。

(2) 児童手当制度の国際比率

扶養児童のいる家庭に対して支給される児童給付は、表2、表3、表5で明らかなように、税制よりもむしろ社会保障制度の児童手当を通じて行う国が多い。多くの国において、児童扶養に対する所得保障は税制の所得控除から税額控除へ、さらに社会保障の児童手当に置き換えらえる傾向が強い。逆進的性格をもつ所得控除を廃止して、児童手当に統合し、再分配効果を高めるという制度改革を行った国が多い。たとえば、スウェーデン(1948年)、デンマーク(1960年)、ノルウェー(1960年)、旧西ドイツ(1975年)、オーストラリア(1976年)、オランダ(1976年)、イギリス(1977年)、オーストリア(1978年)などである。

他方、税制の児童扶養控除を重視する国(アメリカと日本など)は給付の水準が相対的に低い。 アメリカと日本は児童扶養控除中心である。アメリカでは、公的扶助として子どものいる貧困家庭へ現金扶助を行う制度はあるが、すべての児童を対象とした児童手当は実施されていない。わが国の児童手当は年齢制限(この調査年には3歳未満)と所得制限が課せられるため受給範囲は限定される。

児童給付の中心となる児童手当は諸外国では社会保障のなかでどのように位置づけられているであろうか。1997年現在、世界の86か国において児童手当制度が実施されている。 制度の仕組みの上から、一般に二つのタイプ・・ユニバーサル・システムと雇用関連システムに分かれる。前者は居住を条件として児童のいるすべての家庭に手当を支給する。後者は資金・俸給稼得者すべてに(ある場合には自営業者に対しても)児童手当を支給するものである。後者を採用しているほとんどの国では、失業、疾病、労災、老齢、障害、遺族等

の社会保険給付の受給者で、扶養児童のいるもの に対しても児童手当を支給している。

児童手当の財源調達方法は制度のタイプにより 異なる。ユニバーサル・システムのばあいは、通 常すべての費用は国庫(一般税収入)で賄われる。 国によっては、国庫のほか、事業主、自営業者の 負担により賄われるばあいもある。他方、雇用関 連システムのばあいは、費用の全額またはかなり の部分を事業主拠出に依存しており、通常、それ は支払賃金総額の一定比率で徴収される。全費用 を事業主拠出に依存しない国々では、残りは通常 国の補助金によって賄われる(表6)。

児童手当の受給資格要件としては、大多数の国が児童の年齢のみを規定している。年齢要件については、ほとんどの国の年齢上限は16~18歳となっているが、学校教育を継続するばあい、または職業訓練中、または障害のあるばあいには年齢上限は延長される。学生のばあい、ドイツ、ルクセンブルグは27歳まで、ベルギー、ポルトガル、スイスは25歳まで、フランス、スウェーデンは20歳まで手当が支給される。日本の制度と大きく異なる点である。

児童手当の受給に所得制限を設けている国はきわめて少なく、児童手当実施国のうち、日本を含む6か国のみである。多くの国々で、児童養育の社会への寄与を認めて、対象児童のいるすべての家庭が児童手当を受給する仕組みになっている。児童手当制度に賃金または物価スライド制が適用されている国は、イギリス、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、イタリア、ルクセンブルグ、オランダなどである。フランスでは年2回、1月と7月に手当額が引き上げられる仕組みになっている。

先進諸国の経済規模(GDP)に対する児童手当の給付費の割合は、スウェーデンの4.84%から日本の0.03%まで国により大きな差異を示している(表7)。国の資源の児童手当への投入割合の高い国は、第1グループのスウェーデン、フランス、ベルギー、オランダ、オーストリア、ルクセンブルグであり、平均してGDPの2.71%を児童手当として支給している。第2グループは、ノルウェー、イギリス、デンマーク、カナダ等であ

リ、平均してGDPの0.98%を児童手当として給付している。GDPに占める児童手当の割合が低い(平均0.42%)第3グループに属する国はイタリア、ドイツ、日本等である。

とくに、日本では、児童手当給付費の対GDP 比は0.03にすぎず、スウェーデンの約1000分の 6、イギリスの約100分の3、カナダの約100分 の4程度である。表7より、児童手当の対GDP は、その国の1人当たりGDPとはそれほど相関 のないことが分かる。一人当たりGDPが相対的 に低い国において、国の資源のより多くを児童手 当に投入しているのに対して、日本のように1人 当たりGDPは比較対象とした18か国のなかで 2番目に高いが、児童手当の対GDP比は最下位 の国もある。

(3) わが国の児童養育に対する所得保障改善の方向

社会保障制度および税制を通じる児童養育世帯 に対する援助の国際比較から見出されるわが国の 顕著な特徴は、先進諸国に比してわが国では児童 援助策が根づいていないということである。世帯 主の中年期には各種の生活コストが集中し、子ど もの養育費・教育費は家計を圧迫する。児童手当 を所得保障制度として十分に機能する仕組みにす ることが必要である。わが国の児童手当制度は諸 外国の受給資格要件および給付額と比べると、き わめて遅れた制度となっている。適用範囲が限定 されている(3歳未満の児童に対して支給、受給 者に所得制限を課す)ため、受給者比率は著しく 近い。1996年度には義務教育終了前児童の11%し か児童手当を受けていない。本分析で比較対象と した先進諸国すべてにおいてこの比率は100%で ある。

児童手当制度改善の一つの方向としては、児童 手当と類似の機能をもつ税制の扶養控除との統合 を行うことである。税制の児童扶養控除も児童に 対する扶養の必要性を認めて給付を行う制度であ る。しかし、累進課税方式のもとでは、所得が高 ければ高いほど、税制の児童扶養控除の価値は大 きくなる。他方、課税最低限以下の家庭はその便 益を十分に、または全く受け取ることができない。

児童手当と児童扶養控除を合わせた総合的な効果 をみると、高額所得層は低額所得層よりも児童の ために国から大きな援助を受けている(図1)。 総合的な効果でみると、税制における所得控除シ ステムの逆進的性格によって強く影響され、児童 手当の効果は、弱められている。このような現状 は社会全体の公平の視点から問題を提起してしる。 児童に対する扶養控除を廃止して、児童手当に統 合することは再分配効果を高める一つの方法とな る。両システムの統合後は、所得制限なしにすべ ての児童および大学生等に均一額の児童手当を支 給する。児童および学生を扶養している家庭につ いて、扶養控除の価値を推計すると約2兆 4150 億円(1982年)である2)。この額を児童手当支給 財源に移すならば、現在の扶養控除制度の便益を 十分に、あるいは全く受けられない課税水準以下 のものに対して、大幅な給付改善が可能となる。

2 育児休業制度の期間と給付

女性の労働力率が上昇し、共働き世帯やひとり 親世帯が増加したため、労働力の構造に大きな変 化が生じている。働くものが仕事と家族的責任の 両立を図ることができるようにするためには、労 働市場の構造の変化を反映した新しい制度的、社 会的枠組みを発展させることが不可欠となってい る。労働時間の柔軟化や育児・介護サポート・シ ステムの整備とともに、育児休暇や介護休暇の問 題が先進諸国において政策論議の中心にとりあげ られるようになっている。本節では、育児休業の 期間と給付に関して国際比較を行う3)。

働く両親のための主な休暇のタイプとしては、 出産休暇(出産前後の限られた期間母親に保証される休暇)、父親休暇(出産前後の限られた期間 父親に保証される休暇)、看護等休暇(子どもの 病気等家族のために労働者に保証される休暇)、 育児休暇(比較的長い期間乳幼児を養育できるように親のいずれかに保証されう休暇)である。先 進諸国では、出産前後の限られた期間、母親に与 えられる出産休暇は今世紀の早い時期に法制化されたが、育児休暇は比較的最近実施されてきた(表 8)。スウェーデンは最も早く1974年に育児休暇 を法制化した。わが国の「育児休業法」は 1992 年4月より、31人以上規模の事業所で義務化され、 1995年4月からはすべての事業主の義務となっ た。

OECD諸国では、出産休暇と育児休暇を合わ せると 10~12 か月休暇を取得できる国が約半数 を占めている。育児休暇を最大限取得できる期間 は以前よりも長くなっている。フィンランド、フ ランス、ドイツは3年間、オーストリア、ポルト ガルは2年間、スウェーデンは1年6か月の育児 休暇が保証されている(図2)。ベルギーは例外 で、就労中の両親にかならずしも子どもとは関係 なく、5年間の「キャリア休暇」が法制化されて 育児休暇は最初は出産休暇後中断なしに 続けて取得することになっていたが、現在は労働 形態のフレキシビリティを反映するものとなって いる。育児休暇の期間を分割して取得したり、パ ートタイム・ベースで取得したり、また子どもが 就学年齢に達するまで利用できるばあいもある。 とくに、スウェーデンでは両親にかなりの選択の 自由を与えている。 育児休暇を取得する親に与 えられる給付の支給期間については、フィンラン ドとフランスでは3年間(ベルギーのキャリア休 暇は5年間)支給され、オーストリア、ドイツで は2年間、スウェーデンでは、65週である。日本 とノルウェーは1年間、その他の国の支給期間は 1年未満である。給付を支給しないで育児休暇の みを実施している国は、オーストラリア、ギリシ ャ、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、 スペイン、トルコ、アメリカである。

育児休暇の給付のタイプは所得比例給付、定額給付などである。所得比例給付の給付率は、スウェーデン(80%)、ノルウェー(80%)、フィンランド(66%)、カナダ(57%)では高い。日本(25%)とイタリア(30%)の給付率は低い。定額給付を行っている国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ等である。育児休暇中の給付は、国民保険法、失業保険法、または家族手当法などのもとで支給されることが多い。わが国では1995年4月から雇用保険制度により育児休業を取得した被保険者に対し、休業前賃金の25%相当額の育児休業給付が支給されてい

る。

育児休暇中に親に支給される給付や手当の総額 の対GDP比は相対的に小さい(表9)。フィン ランドでは1.39%、スウェーデンでは1.09%であ る。しかし、ほとんどの国で、受給者数の増加と 給付が支払われる期間が延びているため、この比 率は著実に上昇している。わが国の育児休業給付 は 259 億円 (1997 年度) であり、対GDP比は 0.05%である。フィンランドやスウェーデンの育 児休暇給付の200分の1、ドイツの50分の1程 度である。わが国の育児休業給付の規模が相対的 に小さいのは、育児休業の取得率が低いこと、お よび給付率が相対的に低いこと(休業前賃金の 25%)による。先進諸国では、取得率と給付レベ ルの間には密接な関連があることが指摘されてい る。給付レベルが低い、または育児休暇に給付の 保障がないばあいには、多くの労働者、とくに低 所得世帯の労働者は育児休暇の権利を利用できな い。フィンランド、ノルウェー、スウェーデンで は、受給資格要件を充たしているほとんどすべて の親が育児休暇を利用している。デンマークやド イツの取得率も非常に高い。労働省「女子雇用管 理基本調査(1996年度)」によると、わが国の育 児休業の取得率は44.5%である。わが国の「育児 休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 の福祉に関する法律」の施行、「育児休業給付」 の新設、「育児休業中の本人負担分の社会保険料 (年金保険・医療保険)の免除」の実施等は職業 生活と家庭生活との両立支援策の一歩前進といえ る。育児休業給付は育児休業取得者の所得保障政 策としてきわめて重要であるが、現行の給付率は 最低基準である。先進諸国の給付率に比べると相 対的に低い。安心して育児休業を取得できるよう にするためには、給付率の引上げが必要である。 さらに、育児休業の利用形態を先進諸国のように 労働条件のフレキシビリティを反映した柔軟なも のにする必要がある。

おわりに

国際的な視野からみると、わが国の子育て環境 の整備はかなり遅れている。戦後の福祉国家は年 金を中心とする高齢者への所得移転に大きなウェイトを傾けてきた。表 10 は非高齢者への移転支出に対する高齢者への移転支出の比率を示すが、わが国の比率が最も高い。北欧諸国では、家族政策や積極的労働政策を重視することにより、このようなバイアスは弱められてきた。

わが国の社会保障および税制における現行の制度的特徴は、高齢者の生活水準を全体としての現役世代のそれに近づけ、寛大な年金制度の恩恵、子どもを養育している現役世代よりも家計の余裕度を高くしている。21世紀に向けた政策の重要な側面は世代間の公平の問題である。高齢者に対する所得維持政策のバランスを再検討し、子育て世代に対する支援に振り向けるという発想の転換が必要である。子どもを養育している現役世代の労働市場の改善や所得の維持に社会はもっと関心を持ち続ける必要があろう。

注)

- 1) 都村敦子「福祉政策の"Harmonization"問題について・・児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化-」『季刊社会保障研究』vol.13, No.1, 1977, 6.
- 2) 都村敦子「福祉政策の調整問題」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会、1985
- 3) Francoise Dore and-Vassiliki Koutsogeorgopoulou "Parental leave:What and Where?", No. 195. Aug/Sept 1995. による。

図1 Tax Transfer システムにおける児童に対する総給付

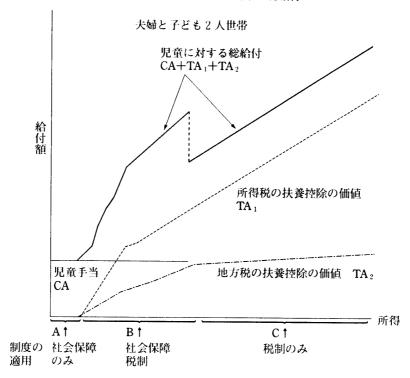
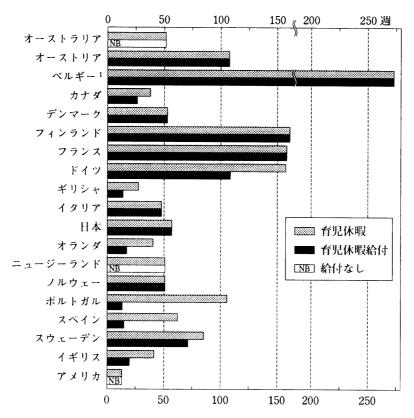


図2 法定育児休暇の最高期間および給付期間 1995年1月,児童1人当たり,出産休暇十育児休暇



注1.ベルギーはキャリア休暇、他の国の育児休暇と直接比較することはできない。

Francoise Dore and-Vassiliki Koutsogeorgopoulo

[&]quot;Parental leave: What and Where?" The OECD Observer. No.195. Aug/Sept 1995

表1 比較の対象とする世帯

比較のタイプ	婚姻	子ども	主たる稼得者	第2稼得者	世帯のタイプ
	単身	なし	100%W	_	単身世帯
A	既婚	2人	100%W		片働き世帯
-	単身	なし	167%W	****	単身世帯
В	既婚	2人	100%W	67%W	共働き世帯
С	既婚	なし	100%W	33%W	共働き世帯
	既婚	2人	100%W	33%W	共働き世帯
D	単身	なし	67%W	-	単身世帯
ט	単身	2人	67%W	_	ひとり親世帯

注)Wは平均所得

表 2 社会保障・税制における児童養育への援助

片働き世帯 (子ども2人) 1996年

(単位:%)

万関さ	世帯(丁とも2人) 1996年				(単世・%)	
				児童	給付 ²		
順位	国	国 手取り所得」	かいか石	社会保障制度	税	税制	
			総額	児童手当	児童税額控除	児童扶養控除	
1	アイルランド	41.1	21.2	21.2			
2	ベルギー	36.7	22.3	17.9	4.4		
3	ドイツ	34.5	15.6	15.6			
4	ルクセンブルグ	33.1	15.0	15.0			
5	デンマーク	24.8	11.8	11.8			
6	オーストリア	23.2	20.8	15.9	4.9		
7	ノルウェー	20.2	15.6	13.4	2.3		
8	オランダ	18.3	11.3	11.3			
9	フランス	17.7	9.1	9.1			
10	スイス	16.9	11.7	10.2		1.5	
11	フィンランド	16.7	16.7	16.7			
12	アイルランド	16.5	6.7	6.7			
13	イタリア	14.3	10.6	9.1	1.5		
14	カナダ	13.9	7.8		7.8		
15	オーストラリア	12.4	10.7	10.7			
16	スウェーデン	11.3	11.3	11.3			
17	イギリス	10.9	8.6	8.6			
18	アメリカ	10.5	4.8		1.0	3.8	
19	ポルトガル	10.5	6.1	6.1			
20	日 本	5.4	2.1	0		2.1	

注1. 夫婦と2子世帯 (片働き) の手取り年収/単身世帯の手取り年収

資料: OECD,The Tax/Benefit Position of Employees. 1995-1996を用いて算出

^{2.} 夫婦と2子世帯(片働き)の児童給付/単身世帯の手取り年収

^{3.} 同一所得(平均年収)を稼得している勤労者世帯

^{4.} 日本の場合、児童手当制度は実施されているが、年齢制限と所得制限により支給されない

夫婦共働き世帯(子ども2人) 1996年

(単位:%)

	INCE IN (1CO	27() 1000	<u> </u>			(単位・%)
				児童	給付 ²	
順位	国	手取り所得 1	総額	社会保障制度	税	制
			林心 田只	児童手当	児童税額控除	児童扶養控除
1	ルクセンブルグ	44.9	10.4	10.4		
2	ベルギー	31.8	15.2	12.2	3.0	
3	アイルランド	29.6	4.7	4.7		
4	フィンランド	28.8	11.3	11.3		
5	デンマーク	27.5	8.2	8.2		
6	ノルウェー	25.7	10.5	9.0	1.5	
7	ドイツ	25.3	10.3	10.3		
8	オーストリア	24.4	13.5	10.3	3.2	
9	アイスランド	23.6	7.2	7.2		
10	スウェーデン	22.8	7.7	7.7		
11	オーストラリア	19.3	3.0	3.0		
12	フランス	16.8	5.8	5.8		
13	スイス	16.6	7.5	6.6		
14	ポルトガル	15.7	4.0	4.0		
15	オランダ	15.2	7.1	7.1		
16	カナダ	13.7	2.1		2.1	
17	アメリカ	12.5	2.4		0	2.4
18	イギリス	12.0	5.3	5.3		
19	イタリア	11.2	1.5	0.6	0.9	
20	日 本	6.2	1.3	0		1.3

- 注1. 夫婦と2子世帯 (共働き) の手取り年収/単身世帯の手取り年収
 - 2. 夫婦と2子世帯 (共働き) の児童給付/単身世帯の手取り年収
 - 3. 同一所得水準(平均年収の167%,共働き世帯については第1稼得者100, 第2稼得者67) の勤労者世帯

資料:表2の資料を用いて算出

表 4 社会保障・税制における児童養育への援助

共働き世帯(子ども2人)と共働き世帯(子どもなし)の比較 1996年

(単位:%)

- 11-2 -	En (1007)	, <u> </u>	(1000			(単位・%)			
				児 童	給付 ²				
順位		手取り所得 1	総額	社会保障制度	税 制				
								МСДЯ	児童手当
1	ベルギー	15.9	15.6	12.5	3.1				
2	オーストリア	15.1	15.1	11.5	3.5				
3	ルクセンブルグ	15.1	10.0	10.0					
4	ノルウェー	12.0	11.4	9.8	1.6				
5	フィンランド	11.8	11.8	11.8					
6	ドイツ	11.0	10.7	10.7					
7	アイスランド	10.8	10.8	10.8					
8	フランス	10.2	6.5	6.5					
9	スイス	10.1	8.5	7.4		1.1			
10	スウェーデン	8.4	8.4	8.4					
11	デンマーク	8.3	8.3	8.3					
12	オランダ	8.1	8.1	8.1					
13	ポルトガル	7.0	4.5	4.5					
14	イギリス	6.0	6.0	6.0					
15	アイルランド	4.6	4.6	4.6					
16	イタリア	4.0	4.0	3.0	1.0				
17	カナダ	4.0	4.0	4.0					
18	オーストラリア	3.7	3.2	3.2					
19	アメリカ	3.6	2.8		0	2.8			
20	日 本	2.1	1.6	0		1.6			

- 注1. 夫婦と2子世帯(共働き)の手取り年収/夫婦共働き世帯(子どもなし)の手取り年収
 - 2. 夫婦と2子世帯(共働き)の児童給付/夫婦共働き世帯(子どもなし)の手取り年収
 - 3. 同一所得(平均年収の133%,第1稼得者100,第2稼得者33)の勤労者世帯

資料:表2の資料を用いて算出

ひとり親世帯 (子ども2人) 1996年

(単位:%)

	(単位、%)							
				児童	給 付 ²			
順位	国	手取り所得し	総額	社会保障制度	税	制		
			WC/ HE	児童手当	児童税額控除	児童扶養控除		
1	デンマーク	47.2	47.2	47.2				
2	アイスランド	40.5	40.5	40.5				
3	ノルウェー	40.3	33.4	30.2	3.2			
4	オーストラリア	35.4	33.4	27.0	6.4			
5	オーストリア	33.8	29.2	22.4	6.9			
6	ベルギー	33.7	30.6	23.6	7.0			
7	アイルランド	32.4	9.0	9.0				
8	フィンランド	30.4	30.4	30.4				
9	ルクセンブルグ	29.9	20.8	20.8				
10	ドイツ	29.2	21.4	21.4				
11	オランダ	27.9	15.9	15.9				
12	アメリカ	24.6	20.8	20.8	15.3	5.5		
13	カナダ	24.0	15.4		15.4	0.0		
14	イタリア	21.5	21.5	14.6	6.9			
15	イギリス	19.4	16.2	16.2				
16	スイス	18.5	16.2	14.7		1.5		
17	スウェーデン	16.4	16.4	16.4	ŀ	1.0		
18	フランス	14.9	12.9	12.9				
19	ポルトガル	12.4	8.7	8.7				
20	日本	4.0	3.1	5		3.1		
ý i: 1 7 N	レ 的 報 出 思 (2 元) σ					3.1		

- 注1. ひとり親世帯 (2子) の手取り年収/単身世帯の手取り年収
 - 2. ひとり親世帯 (2子) の児童給付/単身世帯の手取り年収
 - 3. 同一所得(平均年収の67%)を稼得している勤労者世帯

資料:表2の資料を用いて算出

表 6 児童手当制度の特性の国際比較

	3	手当額の増	₩ Ğ			T
围	児童数	年齢	家族類型	年齢制限	財 源	スライド制
オーストラリア	0	ТДР	水水林王	16/18	国	+
オーストリア		0		19	国・事	
ベルギー	0	0		18/25	国・事・自	
デンマーク		0		18	l .	
フィンランド	0		0	17*	国	0
フランス	0		0		国本台	
ドイツ	0			18/20	国・事・自	O**
' '	O			18/27*	国	
アイルランド	\circ			10/10	-	
イタリア	0			16/19	国	
日本	0			18	国・事	
ルクセンブルグ	0			3	国・事	
	0	0		18/27*	玉	
オランダ	0	O		18	国	0
		_				
ノルウェー	0	0		16	国	
ポルトガル	0			16/25*	国・事・被	
スウェーデン	0			16/20	玉	
スイス	0			16/25	国・事	
イギリス	0		0	16/1	国	

- 注1.年齢制限は学生の場合の上限も右側に記載してある。*障害のある場合は年齢制限はない。
 - 2. 財源欄の「事」は事業主、「自」は自営業者、「被」は被保険者。
- 3. **フランスの児童手当は年2回(1月、7月)引き上げられるが、物価スライド制はとっていない。

資料:U.S. Sosial Security Programs Throughout the World 1997を用いて作成。

表 7 児童手当給付規模と経済指標の国際比較(1989年)

	Mari / L		児童手当給付費	1人当たり	1人当たり
	順位国		の対GDP比(%)	GDP(万円)	GDPの順位
	1	スウェーデン	4.84	323	4
第	2	フランス	2.77	245	11
グ	3	ベルギー*	2.47	222	13
ル	4	オランダ	2.16	221	14
l プ	5	オーストリア	2.06	238	12
	6	ルクセンブルグ	1.95	273	9
		上記6カ国平均	2.71	254	
	7	ノルウェー	1.27	305	5
第	8	アイルランド	1.11	141	17
第 二 グ	9	イギリス	1.0	211	16
グル	10	デンマーク	0.96	293	7
ループ	11	ポルトガル	0.78	65	18
7	12	カナダ	0.77	298	6
		上記6カ国平均	0.98	219	
	13	フィンランド	0.70	328	3
第	14	イタリア	0.63	217	15
=======================================	15	ドイツ	0.60	273	8
第三グループ	16	オーストラリア*	0.53	250	10
	17	スイス	0.04	374	1
7	18	日 本	0.03	335	2
		上記6カ国平均	0.42	296	

注. *ベルギーおよびオーストラリアの児童手当給付費(1989年)のデータは利用可能でないため、1986年の社会保 障給付費に占める児童手当の割合を用いて推計した値を用いた。

資料:ILO, The Cost of Social Security 1987-1989およびOECD, National Accounts 1994を用いて算出。

表8 育児休暇および育児休暇給付の実施年

	育児休暇	育児休暇給付
オーストラリア	1993	給付なし
オーストリア	1990	1990
ベルギー	1985	1985
カナダ	1984	1990
デンマーク	1983	1983
フィンランド	1985	1985
フランス	1984	1985
ドイツ	1986	1986
ギリシャ	1984	給付なし
アイスランド	1980	1980
イタリア	1977	1977
日本	1992	1994
オランダ	1991	給付なし
ニュージーランド	1987	給付なし
ノルウェー	1978	1978
ポルトガル	1984	給付なし
スペイン	1989	給付なし
スウェーデン	1974	1974
アメリカ	1993	給付なし

注. アイルランド、ルクセンブルグ、スイス、トルコ、イギリスには育児休暇に関する 法律がない

資料:図2に同じ

表 9 出産休暇・育児休暇給付の対GDP比の推移 (単位:%)

		1985年	1990	1991	1992	1993
オーストラリア	出産休暇		0.15	0.17	0.18	0.19
	育児休暇	• • •	0.26	0.31	0.49	0.58
カナダ	出産休暇	0.09	0.11	0.12	0.12	0.11
77.7	育児休暇		_	0.05	0.07	0.07
デンマーク		0.39	0.49	0.49	0.51	0.51
フィンランド	出産休暇		0.25	0.29	0.30	0.26
	育児休暇	••	0.78	0.96	1.14	1.10
フランス	出産休暇	0.15	0.14	0.14		
, , , , ,	育児休暇	• •	0.09	0.09	0.08	0.08
ドイツ	出産休暇	0.041	0.04	0.04	0.04	0.04
1.47	育児休暇	0.091	0.19	0.21	0.23	
イタリア		0.12	0.09	0.11	0.10	
日本	育児休暇	_	_	_		0.005^{2}
ノルウェー		0.17	0.34	0.42	0.47	0.57
スウェーデン	出産休暇	0.01	0.03	0.02	0.02	0.02
A91-72	育児休暇	0.59	0.89	0.99	1.07	1.07

注1.1986年

2. 1997年 育児休暇給付のみ

3. ・・データが利用可能でない。 一制度が適用されていない

資料:図2に同じ

表10 社会的支出とその年齢配分

	社会的支出の		高齢者へ	の移転/
	対GDP比(%)		非高齢者への移転	
	1980	1993	1980	1993
オーストラリア」	11.7	16.5	1.3	0.7
カナダ	13.3	20.1	1.2	1.2
ニュージーランド1	18.2	23.3	1.8	0.8
イギリス	18.3	23.4	1.6	1.0
アメリカ	12.7	15.3	2.3	2.5
デンマーク	27.6	30.9	0.6	0.6
フィンランド	18.9	35.3	1.1	0.8
ノルウェー	18.9	29.3	0.9	0.7
スウェーデン	30.4	38.3	1.0	0.9
オーストリア	22.3	25.7	2.5	2.2
ベルギー1	25.6	27.0	1.0	1.2
フランス	23.5	28.7	1.5	1.6
ドイツ	25.0	24.7	1.9	1.7
イタリア	18.2	25.0	2.7	3.5
オランダ	28.8	36.4	0.7	0.7
スペイン	16.5	22.5	1.3	1.3
日本1	10.2	12.0	3.4	3.3

注 1 . 1993年→1992年

資料: OECD Social Expenditure Database